

令和7年度 神戸地域ビジョン推進事業助成のご案内

募集期間

令和7年3月24日（月）～5月2日（金）



助成金額：最大 20 万円

※金額は審査会にて決定いたします。



【神戸地域ビジョン 2050 のコンセプト】

みんなの希望にフィットするまち・神戸

神戸の人や資源を「つなげて」、新しいものを「うみだし」、それを「そだてて」いくことで、希望に寄り添い、包み込む地域をめざす



以下のような事業が補助対象となります。
神戸地域ビジョン 2050 の実現につながる事業を実施してみませんか。

- 1 「つながるまち」→地域の魅力再発見ツアー
里山での自然体験学習
(歴史と文化を未来につなげる)
(豊かな自然環境を次代につなげる)
- 2 「うまれるまち」→子どもたちの居場所づくり
障がいの有無を超えた交流イベント (自分らしいライフスタイルがうまれる)
(新しい共生のかたちかうまれる)
- 3 「そだてるまち」→震災の教訓を語り継ぐ講演会
下校時の見守り活動
(次の世代、次の社会の担い手をそだてる)
(安心・安全な暮らしを守る地域のつながりをそだてる)

※神戸地域ビジョン 2050 の詳細については HP「神戸地域ビジョン」をご覧ください。

詳しくは次のページをご覧ください

1 目 的

2050 年の神戸の姿を描いた「神戸地域ビジョン 2050」の実現を図るため、神戸地域で活動する団体が行う地域資源や地域の特性等を活用した取組を支援する。

2 対象団体

神戸地域内を活動基盤とし、地域に根ざした活動を行っている団体、または活動を始めようとする団体（団体規約や代表者等を定めていること）

※ 営利を主目的とする団体、暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体は対象から除かれます。

3 対象事業

神戸地域ビジョン 2050 に掲げる「みんなの希望にフィットするまち・神戸」の実現に資する取組で、神戸地域内を事業対象区域としているもの。

4 助成の内容・金額

(1) 助成対象期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）の期間に実施され、完了する事業

※ただし、審査会までに完了する事業は対象外

(2) 助成金額

20 万円以内（助成率：定額、千円未満切り捨て）

(3) 助成対象経費：事業実施に直接必要な経費とし、主に次のようなものとします。

◆活動に必要な経費

①印刷製本費

チラシ、ポスター、資料、報告書等の印刷経費

②通信運搬費

郵便料、通信料、運搬料等（送付先のリストを作成してください。）

③消耗品費

用紙類、文具等の物品、熱中症対策用の飲料等

（飲料等は対象経費全体の 20% までを補助の対象とします。賞品や記念品、プリンターインクは対象外です。※インクは助成事業のみに使用したことが確認できないため）

④使用料

会場の使用料、機器のレンタル料、バス借り上げ費等

（バス借上料の上限額は 1 日当たり 5 万円／台とし、5 万円を超える額は助成対象外経費に計上してください。）

⑤委託料

会場設営・音響・照明等の専門業者への委託料等

（事業そのものの企画・立案・運営等の外部への委託は助成対象外です。）

⑥保険料

イベント保険料等

⑦謝金

外部から招聘する専門家等の講師等への報償費・謝金

(謝金は、原則として1人1回当たり5万円を上限とします。ただし、上限を超える場合は、事前に神戸県民センターにご相談ください。なお、申請団体の代表者、役員、構成員等の関係者に対する謝金は対象外です。)

⑧交通費（実費弁償）

講師依頼旅費、活動に要するスタッフ交通費、通行料金

(受領した人のサインもしくは受領印がある領収書または一覧書が必要です。ガソリン代等の燃料費は助成事業のために使用したことが確認できないため対象外です。なお、申請団体の代表者、役員、構成員等の関係者に対する交通費は対象外です。)

⑨人件費

アルバイト賃金等

(大規模なイベント等で、開催当日の業務又は開催準備の補助のために、事業実施団体以外の者を臨時的に雇用した場合の賃金が該当します。)

※上記以外の助成対象外経費

- ・領収書がないなど使途が確認できない経費
- ・打ち上げ、レセプション等に要する経費
- ・備品購入費 ※備品とは、耐用年数が1年以上のもの
- ・他の団体又は個人への助成金又は寄附金
- ・事業実施団体の組織維持に係る人件費、事務費、光熱水費
- ・事業の実施にあたり発生した傷病等に係る治療費、医薬品費、損害賠償費

5 応募方法

下記のとおり事業の募集を行います。

なお、事業の採択、不採択、助成金額の確定は審査会にて決定致します。

(1) 募集期間

令和7年3月24日（月） ～ 令和7年5月2日（金）

(2) 応募書類

- ①応募書、②事業計画書（別紙1）、③収支予算書（別紙2）、④団体概要書（別紙3）
- ⑤その他、事業概要が分かる資料等
- ⑥事前着手届（5月末までに事業に着手することが見込まれる場合）

6 応募書類提出先（問い合わせ先）

神戸県民センター県民躍動室県民課（ビジョン・青少年担当）

〒653-8767 神戸市長田区二葉町5丁目1-32（新長田合同庁舎7階）

電 話 078-647-9108

メール kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp



様式等はこちらへ↑

※応募書類は、メール、郵送、持参のいずれかの方法でご提出ください。

持参いただく場合は事前にご連絡をお願いいたします。

電話及び持参の受付は平日の9:00～17:30です（ただし、12:00～13:00を除きます）。

※応募書類については、神戸県民センターのホームページよりダウンロードが可能です。

7 審査会

(1) 実施予定時期

令和7年5月下旬

(2) 審査方法

応募書類をもとに書面審査の上、事業採択団体及び助成金額を決定します。審査結果は審査会後1週間程度で通知する予定です。

なお、審査結果によっては、採択ができない、又は助成決定額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 審査会後に必要となる手続き

審査会で事業採択団体と助成金額が決定されますが、採択された団体は、令和7年度神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱に基づく「補助金交付申請書」を改めて提出していただきます。

8 実績報告等の提出と成果発表会

事業が完了したときは、実績報告書類を次の期限までに申請書提出先へ提出してください。

(1) 提出書類

- ①補助事業実績報告書（様式第8号）、②事業実施報告書（別紙4）
- ③収支決算書（別紙5）、④領収書総括表（別紙6）、
- ⑤領収書等の写し（支出の内容及び金額を証明できるもの。宛名とただし書きは必須）
- ⑥記録写真（事業の記録を10枚程度）、⑦開催チラシ・プログラム・記録誌等の印刷物

(2) 実績報告提出期限

事業終了後30日以内又は翌年4月10日のいずれか早い日

（例）12月31日に終了した事業→1月30日までに報告

3月15日に終了した事業→4月10日までに報告

(3) 支払い

○提出された補助事業実績報告書等を確認のうえ確定した助成金額をご連絡いたします。その後、補助金請求書（様式第10号）をご提出ください。

○補助金の支払いは、原則精算払いとなります。

ただし、事業の実施上どうしてもやむを得ないと認められる場合は、概算払い（補助金額の1／2以内、千円未満切り捨て）を行うことができますのでご相談ください。

(4) 成果発表会への出席

団体間の相互交流や連携を深めるため、活動発表や意見交換を行う成果発表会を令和8年2月（予定）に開催しますので、必ず出席してください。

○神戸県民センターでは、ビジョン実現に向けた活動を実施している団体を「神戸地域ビジョン推進チーム」として登録し、広報協力等をさせていただいております。

ついては、当補助金に採択された団体のみなさまを「令和7年度神戸地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきますのでご了承ください（費用等は発生いたしません）。

<注意事項>

(1) 対象外事業について（次のような事業は、対象から除かれます。）

- 財産の形成、営利・宗教・政治活動を目的とする事業
- 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- 研究や討論を主な目的とする事業
- 兵庫県または兵庫県の外郭団体から助成を受けている事業 など

(2) 印刷物の作成について（チラシ等）

- 申請団体が主催であることが明確に分かるように、申請書に合致した内容でパンフレット・チラシ等に印刷にて明示してください。
- 実施にあたっては「兵庫県神戸県民センターの助成事業」であることを、パンフレット・チラシ等に明示していただきますようお願いします
(印刷前に、試し刷り（ゲラ）の提出をお願いします)。

(3) 実績報告について

実績報告による審査の結果、当該文書に記載された補助事業の要件を満たしていないと判断された場合は、補助金の支払いができない場合がありますので十分にご注意ください。

(4) 申請回数について

助成を受けた団体は原則として同一年度内に再度の助成を受けることはできません。

(5) 補助金を応募する際の留意事項

神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱第 15 条に基づき交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第 221 条第 2 項に基づき調査及び報告を徴する場合があります。

神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱

第15条 県民センター長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 県民センター長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者には通知するものとする。

3 県民センター長は、第 1 項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他県民センター長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の県民センター長が必要と認める場合に行うものとする。

地方自治法

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。